電子マニフェスト普及に向けたASP事業者の関わりについて

株式会社 エックス都市研究所
取締役特別顧問 青山俊介
循環産業･有害物質管理計画チームマネージャー 山口直久

電子マニフェストの普及におけるASP事業者の関わり

㈶日本産業廃棄物処理振興センターが、1998年に電子マニフェストの情報処理センターの指定を受けてから10余年、電子マニフェスト普及率は、ここ数年で着実な伸びを見せ、目標に対して若干届かないものの、ほぼ順調に推移している。平成21年3月現在のマニフェスト発行枚数のうち約20％が電子マニフェストで登録発行されたものであり、そのうちの約30％がASP事業者経由で発行されたものである。これらの推移にも、電子マニフェスト普及の一端をASP事業者が担ってきたことが伺える。なお、ASP事業者とはApplication Service Providerの略称であり、JWNETが提供する機能に情報管理の合理化を推進する機能を追加提供し、電子マニフェスト化をサポートする事業者のことを指す。

ちなみに、電子マニフェストの利用状況を分析すると多量排出事業者の代表格である建設系の約70％がASP事業者を利用しており、最近登録件数が著しく増加している少量排出に分類される医療系の大半がASP事業者を経由した登録を行っている。建設現場では、屋外型産業という特殊性からPC版利用が困難であり、大多数の現場で携帯電話を利用した情報入力を行っている。排出品目数も多数あり、その品目名称も各社でまちまちであり、JENETの指定する名称に変換する必要性があるが、現場事情に即したASPシステムがそれを実現している。また医療系の場合は、マニフェスト発行枚数が月に1～3枚の排出事業者が多い。少量排出事業者の場合使用頻度の少ないPCを使用するよりは紙に依存したほうが手軽であり、電子マニフェストを普及させるには基本的に困難な業種ではあるが、ASP事業者のシステムを利用することで、同様の手軽さでの電子マニフェスト運用を行うことが可能となっている。

また、電子マニフェスト導入過程では、紙マニフェストとの併用管理で逆にマニフェスト管理業務が増加する例がある。多品目の廃棄物を排出する企業は、複数の処理業者と契約をし、処理を行っているため、契約している処理業者全てが電子マニフェストに対応していない場合、このような併用管理の問題が起こりうる。同様に処理業者としても、契約している全ての排出事業者が電子マニフェストに対応しているとは限らないので、同じような問題が発生する。このことから、契約している全ての業者が電子マニフェストに対応可能な体制が整うまで、導入を保留することがある。こうしたなかで、ASP事業者のなかには、排出事業者の紙マニフェストを電子化し、排出企業の一元管理を支援するサービスなども行っており、排出企業側からの電子マニフェスト普及を促すことに繋がっている。

このように民間企業（ASP事業者）の柔軟性が、それぞれの現場に即した運用方法を生み出しているため、特殊事情をもった業態ほどASP事業者のシステム利用率が高い。そのような意味では電子マニフェストの普及拡大にはASPシステムの有効活用が一つのカギとなるのではないか。またこれまでの実績から今後とも大きく貢献することが期待できる。

ASP事業者とJWNETとの関係
～現状での課題～

ASP事業者とJWNETとの関係についての問題点を、いくつかの切り口から整理すると以下のようになろう。

ASP事業が介在することによるマニフェストの信頼性

❶携帯電話での排出事業者確定の信憑性

紙マニフェスト運用の場合、収集運搬業者がマニフェスト伝票に情報を書き込み、それを排出事業者がサインを行うという形での運用が広く行われているが、その慣例が電子マニフェスト運用上でも踏襲されている現状がある。電子マニフェスト運用上は、入力代行という形で、管理会社又はASP事業者がマニフェスト情報を入力後、排出現場にて収集運搬業者が携帯電話で当該情報を取り出し、これを排出責任者が確定を行うという運用形態がそれである。この場合、収集運搬業者が排出情報を確定することも可能であるため、排出責任者が確定を行ったとしても、排出事業者確定原則の信憑性が疑われることとなる可能性もある。

❷ASPシステム内での情報の完結化

電子マニフェスト運用では、データの透明性がそのメリットとして重要視されているが、ASPシステムを介することにより、そのメリットが失われる例がある。そのメリットとは、公にかつリアルタイムに廃棄物の動向を確認できることであり、不適切な情報の登録・変更・取消を防止するためのものである。しかし、ASPシステムでは、排出事業者が引き渡した廃棄物が、排出事業者の電子マニフェストの登録期限（3日以内）までに処分終了した場合、廃棄物の処理が全て完了した時点でASP事業者がJWNETへ報告を行うという運用方法が可能である。さらには、中間処理、最終処分が排出事業者の電子マニフェストの登録期限（3日以内）までに終了した場合には、排出事業者確定情報、運搬終了報告情報、処分終了報告情報、最終処分報告情報を、ASPシステムのデータベース内で完結させ、その完結した情報をJWNETへ報告するという形もありうる。

ASP事業者と処理業者の関係

排出事業者のニーズに対応する形で多くのASP事業者が存在している。その結果として、収集運搬業者は、排出事業者の運用に合わせるため、各社のASPシステムを複数取り扱わねばならない場合がある。排出事業者の業務効率化が実現できたとしても、収集運搬業者にとっては業務が煩雑化することとなる。排出、収運、処理それぞれが同じASPシステムを利用するモデルの場合は、避けられない問題であり、電子マニフェスト普及を阻害する一つの要因ともなっている。

ASP事業者の存立基盤の脆弱性

❶JWNETありきでのASP事業者

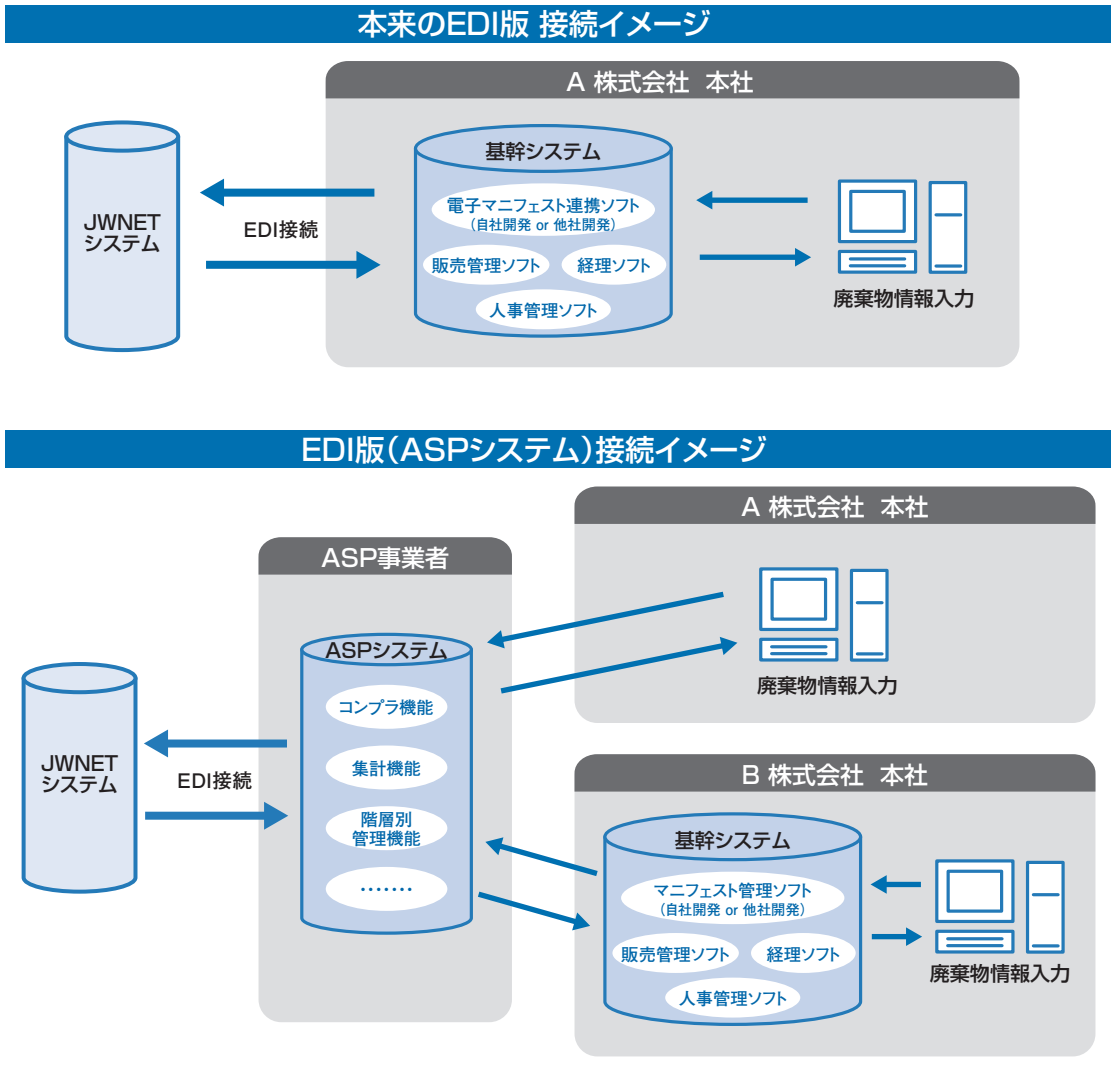
現在、ASP事業者が、JWNETの電子マニフェスト事業について、公式に関与する場面がないことによる弊害もある。例えば、ASP事業者としてはJWNETがシステムの仕様変更を行ったとしても、公式にその内容についての打合せを行う機会もないので、JWNET

の意向に100％合わせた対応を行うしかない。またASP事業者はあくまでもユーザとの正式契約があるのみで、JWNETのシステムがダウンして運用に支障が生じたとしても、ユーザへの責任の所在が曖昧となるケースもありうる。

❷ASP事業者の立場の曖昧性

上記諸問題が発生している一つの要因として、ASP事業者の成り立ちの背景を無視できないと思える。当初JWNETがEDI版によるアクセス方法を考案した目的とは、その趣旨が異なってきているのではないだろうか。本来、EDI版とは、その利用者である各企業の社内システムとの連携を目的とするものであったが、接続するには専門知識が必要であることから、個々の企業がそれを実現するにはハードルが高く困難であった。しかしEDI版接続の市場の需要は依然あったことから、システム及び産業廃棄物関連の専門知識をもつ現在のASP事業者がそれを実現するために出現してきたという背景がある（それぞれの接続イメージは図を参照）。

図 EDI版 接続イメージ



すなわちASP事業者は、もともとは事業を目的としていたというよりも、このような市場のニーズによって必然的に出現したと言うことができる。このような理由でJWNETとしてはASP事業者の出現を予想していなかったため、結果としてJWNETとASP事業者の関係が曖昧となっているのが現状である。

ASP事業者とJWNETのあるべき姿
～普及に対してお互いの役割 今後の方向性～

JWNETの役割

上記で述べた課題については、ASP運用の最低限のルール付け、及びそれぞれの守備範囲を明確化することで解消できることもあるのではないかと思われる。このことからまずJWNETには運用面での制度の整備を提言したい。

ASP事業者によっては、システム利用に際して排出・収運・処理それぞれが加入することを条件にしている場合もあるが、例えばこのような条件について、JWNETが制限を設けるなど、公式なルール付けを提示する必要があると考える。

また上記でも問題点として述べているが、EDI版を経由することにより、データの信憑性・透明性が損なわれたり、ASPシステムのデータベース内で一連の情報を完結化させることが可能なっている。また一連の情報を一括して送信することで、JWNETシステムに必要以上の負荷がかかることも考えられる。本来JWNETにその都度、情報を送信することが前提で、廃棄物処理の透明性が保たれる。ついては、JWNETの役割として、ASP事業者の本来のあるべき姿を明確にし、ASP運用での最低限のルールづけを行うことで、普及へ向けた各障害を取り除いていく必要があると考える。

ASP事業者の役割

上記でも多少述べたが、ASP事業者には排出事業者・収集運搬業者・処分業者の需要を集結し、各業界や、ユーザの要望に即した様々な運用方法の構築を望みたい。

例えば、ハウスメーカなどの場合、排出現場に排出担当者がいないことが多い。このような業界特有の課題に対応するためのASPシステムの構築や、また排出事業場の事情により通信機器（パソコン・携帯電話）を用意できない場合など、排出事業者の事情に対応したシステムの構築等を期待したい。電子マニフェストの普及を妨げる、このような運用上の諸問題に対しては民間としての発想を生かし、普及に対して引き続き貢献してもらいたい。

今後の課題は、少量排出事業者への普及にあるだろう。普及促進の施策として、

①少量排出事業者の場合、かなりが何かしらの協会、組合団体などに属していると思われる。そのような団体が加入する際には、現状でも「少量排出事業者団体料金」の枠組みがあるが、より一層のインセンティブや支援を行い、少量排出事業者の団体加入を促進する新制度の立案を考えてはどうか。

②全国チェーンメーカなどは、1店舗当りの排出量は少ないが、チェーン全体としての総量は多量となるため、ある意味多量排出事業者とも言える。このような業態を取る業者に対しては、多店舗多量排出事業者として割安の料金設定を行うことで、普及を促してはどうか。

また、JWNETはある程度の加入データが整ってきたので、そのデータを分析してどの部分がこれからの普及に対する課題であるのかを明確にし、ASP事業者などと連携して、戦略的にその弱い部分を補完していくべきであろう。

JWNETとASP事業者が、それぞれの強みを発揮することにより、相乗効果を生み、今後電子マニフェストの継続的な安定運用が期待でき、また普及促進に更に拍車がかかると思われる。